2023年5月16日

佐賀市長　　　　　　　　様

佐賀市生活福祉課担当者　様

佐賀県社会保障推進協議会

会　長　　愛野　浩生

事務局長　　船津　毅

**要請および懇談のお願い**

　日ごろからの行政運営に敬意を表しますとともに、当協議会への運営にご協力いただき心より感謝申し上げます。当協議会は社会保障の改善充実を求めて運動し、各自治体に対してアンケート・要請に毎年取り組んでいます。生活保護の充実についてもより良い制度となるよう、自治体に働きかけているところです。

　さて、生活保護は憲法第25条の具体化として、生活困窮している住民には欠かせない最後のセーフティネットとなっています。現在、佐賀市の生活保護を利用している、小松怜斗君は、脊髄小脳変性症、てんかん等の障害があり、特別支援学校中学部に通っています。昨年11月に新型コロナに感染したことから食物の経口摂取が困難となり、胃ろうの医療的ケアが必要です。怜斗君は、このような障害・持病を持ちながらも学校に通い、元気に生活できるよう頑張っています。

しかしながら、この怜斗君への佐賀市福祉課の対応に不適切と思われることで当協議会に相談がありました。

つきましては、下記のとおり佐賀市福祉課の対応や親御さんの肉体的・精神的負担の軽減等について、要請・懇談をお願いする次第です。ご多忙中のことと拝察いたしますが、怜斗君の置かれている状況や親御さんの厳しい生活の実状などご理解いただきご高配いただきますようお願いいたします。

なお、要請には文書によりご回答いただき懇談できれば幸いです。

記

**1．要請事項**

（1）怜斗君の母親である小松優子さんが、本年4月28日、佐賀市生活福祉課窓口にて子どもの5月分医療券の交付手続きをしたところ、福祉課職員から「同一月内に受診できるのは3医療機関まで」「国で決まっている」などと告げられました。「同一月内3医療機関」について、法的な観点からもご説明をお願いします。

（2）医療的ケア児を受け入れる放課後等デイサービス事業所が不足していることから、怜斗君は週１回しか利用ができず、5月もキャンセル待ちの状況です。怜斗君の放課後の生活をはじめ、日常的にかかりきりで世話をする母親の小松優子さんの健康、精神状態は深刻な状態にあります。優子さんの通院等を確保するため、医療的ケア児支援センターと連携し、放課後等デイサービスを利用できるようにしてください。

（3）てんかん発作時などに、直接救急につながる家庭用緊急通報システムを貸与あるいは導入の助成をしてください。

**2．懇談日時および懇談場所**

①懇談日時

・2023年5月22日（月）15：00～

　・2023年5月26日（金）15：00～

　　★上記の日時のいずれかをご連絡ください。懇談時間は1時間程度と考えています。

　②懇談場所

　　会場は、ご指定の所へお伺いいたします。怜斗君および怜斗君の母親の参加も予定していますので、ご配慮いただきますようお願いします。

　　★当方から参加人数は7～8人になる予定です。

**3．要請への回答**

　文書により回答をお願いします。回答書は、郵送・Fax・Emailのいずれかの方法でお願いします。

以上

※この件に関するお問い合わせは船津が承ります。

連絡先

〒840-0804　佐賀市神野東4-9-21

　佐賀県社会保障推進協議会

事務局長　船津　毅

電話（0952）-32-2077　Fax（0952）-32-2101

Email　[funatsu@saga-niji.jp](mailto:funatsu@saga-niji.jp)